

2026年8月

お客さま各位



各種預金規定の改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、島田掛川信用金庫では下記のとおり各種預金規定を改正いたします。

改正後の規定は、改正日以前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正日 **2026年10月1日（木）**

2. 改正する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 普通預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 通知預金規定
- (6) 納税準備預金規定
- (7) 定期預金等共通規定
- (8) 定額複利預金共通規定
- (9) 定期積金規定

3. 主な改正内容

- (1) 手形・小切手の全面的な電子化への対応 【全規定共通】
 - ① 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止
 - ② 手形・小切手の振出期限の設定
 - ③ 他行庫を支払地とする手形・小切手の入金受付終了
 - ④ 手形・小切手を除く各種証券類の取扱い終了
 - ⑤ 手形・小切手及び自己宛小切手の発行受付終了
- (2) 証書式定期預金の解約に払戻請求書による手続きを追加 【定期預金等共通規定のみ】

ご不明な点は、営業店窓口までお問い合わせください。

以上

(1) 当座勘定規定（一般用）

改正前	改正後
2.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、<u>利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券</u>で直ちに取立てのできるもの（以下「<u>証券類</u>」という。）も受入れます。 (2) （省略） (3) <u>証券類</u>のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) <u>証券類</u>の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手で直ちに取立てのできるものも受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) （省略） (3) <u>手形、小切手</u>のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) <u>手形、小切手</u>の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
3.（<u>証券類</u>の受入れ） (1) <u>証券類</u>を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする<u>証券類</u>を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。	3.（<u>手形、小切手</u>の受入れ） (1) <u>手形、小切手</u>を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする<u>手形または小切手</u>を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。
4.（本人振込み） (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、<u>証券類</u>による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) （省略）	4.（本人振込み） (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、<u>手形、小切手</u>による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) （省略）
5.（第三者振込み） (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが<u>証券類</u>によるときは、第3条と同様に取扱います。 (2) （省略）	5.（第三者振込み） (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが<u>手形または小切手</u>によるときは、第3条と同様に取扱います。 (2) （省略）
6.（受入<u>証券類</u>の不渡り） (1) 前4条によって<u>証券類</u>による受入れまたは振込みがなされた場合に、その<u>証券類</u>が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその<u>証券類</u>は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡<u>証券類</u>は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その<u>証券類</u>について権利保全の手続きをします。	6.（受入<u>手形小切手</u>の不渡り） (1) 前4条によって<u>手形または小切手</u>による受入れまたは振込みがなされた場合に、その<u>手形、小切手</u>が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその<u>手形、小切手</u>は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡<u>手形および小切手</u>は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その<u>手形、小切手</u>について権利保全の手続きをします。

8. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) (3) (4) (省略)	8. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (3) (4) (省略)
9. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) (4) (省略) <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6) (省略)</u> <u>(7) (省略)</u>	9. (手形、小切手用紙等) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日まで</u> <u>に振出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを</u>確認してください。 (3) (4) (省略) 【削除】 <u>(5) (省略)</u> <u>(6) (省略)</u>
10. (支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) (省略) (3) (省略)	10. (支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) (省略) (3) (省略)
11. (支払の選択) 同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。	11. (支払の選択) 同日に数通の手形、小切手の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。
12. (過振り) (1) 第10条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている<u>証券類</u>は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。	12. (過振り) (1) 第10条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている<u>手形、小切手</u>は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。
13. (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すこと	13. (手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその

ができるものとします。 (2) (省略)	金額を引落すことができるものとします。 (2) (省略)
14. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	14. (支払保証) 小切手の支払保証はしません。
18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、<u>小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u> (2) (省略)	18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、<u>確定日払の手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、手形もしくは小切手で2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> (2) (省略)
19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (省略)	19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、<u>2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することがあります。</u> (2) (省略)

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改正前	改正後
2. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、<u>利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券</u>で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) (省略) (3) <u>証券類</u>のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) <u>証券類</u>の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手で直ちに取立てのできるものも受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (省略) (3) <u>手形、小切手</u>のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 (4) <u>手形、小切手</u>の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
3. (証券類の受入れ) (1) <u>証券類</u>を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする<u>証券類</u>を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確	3. (手形、小切手の受入れ) (1) <u>手形、小切手</u>を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。 (2) 当店を支払場所とする<u>手形または小切手</u>を受入れた場合には、当店でその日のうち

認したうえで、支払資金とします。	に決済を確認したうえで、支払資金とします。
4. (本人振込み) (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、<u>証券類</u>による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) (省略)	4. (本人振込み) (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、<u>手形、小切手</u>による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。 (2) (省略)
5. (第三者振込み) (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが<u>証券類</u>によるときは、第3条と同様に取扱います。 (2) (省略)	5. (第三者振込み) (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが<u>手形または小切手</u>によるときは、第3条と同様に取扱います。 (2) (省略)
6. (受入証券類の不渡り) (1) 前4条によって<u>証券類</u>による受入れまたは振込みがなされた場合に、その<u>証券類</u>が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその<u>証券類</u>は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡<u>証券類</u>は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その<u>証券類</u>について権利保全の手続きをします。	6. (受入手形小切手の不渡り) (1) 前4条によって<u>手形または小切手</u>による受入れまたは振込みがなされた場合に、その<u>手形、小切手</u>が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその<u>手形、小切手</u>は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡<u>手形および小切手</u>は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。 (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その<u>手形、小切手</u>について権利保全の手続きをします。
8. (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。 (2) (3) (省略)	8. (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (3) (省略)
9. (手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) (省略) <u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>(4) 専用約束手形用紙以外の</u>手形用紙および小切手用紙は交付しません。 <u>(5) (省略)</u> <u>(6) (省略)</u>	9. (手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u> (2) (省略) <u>【削除】</u> <u>(3) 当金庫は、</u>手形用紙および小切手用紙は交付しません。 <u>(4) (省略)</u> <u>(5) (省略)</u>

<u>1 0. (手数料)</u> 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、<u>当金庫所定の手数料を支払ってください。</u>	<u>【削除】</u>
<u>1 1. (支払の範囲)</u> (省略) <u>1 2. (支払の選択)</u> (省略) <u>1 3. (印鑑等の届出)</u> (省略) <u>1 4. (届出事項の変更)</u> (省略) <u>1 5. (印鑑照合等)</u> (省略)	<u>1 0. (支払の範囲)</u> (省略) <u>1 1. (支払の選択)</u> (省略) <u>1 2. (印鑑等の届出)</u> (省略) <u>1 3. (届出事項の変更)</u> (省略) <u>1 4. (印鑑照合等)</u> (省略)
<u>1 6. (振出日、受取人記載もれの手形)</u> (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、<u>振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u> (2) (省略)	<u>1 5. (振出日、受取人記載もれの手形)</u> (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> (2) (省略)
<u>1 7. (自己取引手形等の取扱い)</u> (省略) <u>1 8. (利息)</u> (省略) <u>1 9. (残高の報告)</u> (省略) <u>2 0. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略)	<u>1 6. (自己取引手形等の取扱い)</u> (省略) <u>1 7. (利息)</u> (省略) <u>1 8. (残高の報告)</u> (省略) <u>1 9. (譲渡、質入れの禁止)</u> (省略)
<u>2 1. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> この当座勘定は、後記第<u>2 2</u>条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>2 2</u>条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	<u>2 0. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> この当座勘定は、後記第<u>2 1</u>条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>2 1</u>条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
<u>2 2. (解約)</u> (省略) <u>2 3. (取引終了後の処理)</u> (省略) <u>2 4. (手形交換所規則による取扱い)</u> (省略) <u>2 5. (規定の変更)</u> (省略)	<u>2 1. (解 約)</u> (省略) <u>2 2. (取引終了後の処理)</u> (省略) <u>2 3. (手形交換所規則による取扱い)</u> (省略) <u>2 4. (規定の変更)</u> (省略)

(3) 普通預金規定

改正前	改正後
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、<u>配当金領収証その他の証券</u>で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u>

(2) (3) (省略)	(2) (3) (省略)
(4) <u>手形、小切手</u> を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。	(4) <u>証券類</u> を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
(5) (省略)	(5) (省略)

(4) 貯蓄預金規定

改正前	改正後
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収書その他の証券</u> で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) (3) (省略) (4) <u>手形、小切手</u> を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) (省略)	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u> (2) (3) (省略) (4) <u>証券類</u> を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) (省略)

(5) 通知預金規定

改正前	改正後
3. (証券類の受入れ) (1) <u>小切手その他の証券類</u> を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (省略)	3. (証券類の受入れ) (1) <u>手形、小切手（以下「証券類」といいます。）</u> を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u> (2) (省略)

(6) 納税準備預金規定

改正前	改正後
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 <u>配当金領収証その他の証券</u> で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) (3) (省略) (4) <u>手形、小切手</u> を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) (省略)	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u> (2) (3) (省略) (4) <u>証券類</u> を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) (省略)
6. (預金の払戻し) (1) (2) (3) (省略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。 この場合、当店は直ちに租税納付の手続を	6. (預金の払戻し) (1) (2) (3) (省略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。 この場合、当店は直ちに租税納付の手続を

します。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (5) (6) (省略)	します。 (5) (6) (省略)
--	---------------------------------

(7) 定期預金等共通規定

改正前	改正後
2. (証券の受入れ) (1) <u>小切手その他の証券類</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (省略)	2. (証券類の受入れ) (1) <u>手形、小切手（以下「証券類」といいます。）</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u> (2) (省略)
4. (預金の解約、書替継続) (1) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、<u>または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u>	4. (預金の解約、書替継続) (1) 定期預金等を解約または書替継続するときは<u>通帳によるもの</u>は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、<u>通帳とともに当店に提出してください。証書によるものは、当金庫所定の払戻請求書または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店に提出してください。</u>

(8) 定額複利預金共通規定

改正前	改正後
2. (証券類の受入れ) (1) <u>小切手その他の証券類</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (省略)	2. (証券類の受入れ) (1) <u>手形、小切手（以下「証券類」といいます。）</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u> (2) (省略)

(9) 定期積金規定

改正前	改正後
3. (証券類の受入れ) (1) <u>小切手その他の証券類</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) (省略)	3. (証券類の受入れ) (1) <u>手形、小切手（以下「証券類」といいます。）</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする証券類は受入れません。</u> (2) (省略)